

### 主な業務の執行状況

	件名	執行状況・経緯	内容
1	各種申請の認可に関わる事項	(1) 使用済MOX燃料等の再処理等業務委託等 ・ 11月26日 経済産業大臣に委託認可を申請  ・ 11月28日 経済産業大臣から委託認可を取得	(1) 使用済MOX燃料等の再処理等業務委託等 ・ 第78回運営委員会(11月26日)の議決を経て決定し、同日、経済産業大臣に申請。 [別紙参照]  ・ 経済産業大臣から認可を取得し、11月29日付で、仏オラノ社と再処理等(廃棄物の管理)に係る契約を締結。

別紙

委託をしようとする相手方の氏名又は名称及び住所	(名称) Orano Recyclage (住所) 125 Avenue de Paris 92320 Châtillon, France
委託をしようとする業務 (以下「委託業務」という。)の内容	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第49条第1号の規定に基づく、以下(1)に関する業務。  (1) 使用済燃料の再処理等に関する以下の業務 ・ 再処理 ・ 再処理により発生した廃棄物の処理・管理
委託をすることを必要とする理由	・ 我が国と原子力の研究、開発及び利用に関する条約を締結しているフランス共和国において再処理を行っている Orano Recyclage (以下、「仏オラノ社」という。) は、使用済MOX燃料等の再処理等に係る技術、人材、設備等を有している。 ・ これらを有効に活用することは、将来、日本国内で使用済MOX燃料等の再処理等を適切かつ効率的に進める上で重要であることから、仏オラノ社に対して、上記の業務を委託することが必要と考える。